

令和6年度 大学教育再生戦略推進費
高度医療人材養成事業
(大学病院における医療人材養成環境の更なる高度化)
公募要領

令和6年12月
文部科学省

目 次

1. 背景・目的	1	6. 事業の実施と評価等	7
(1) 背景	1	(1) 実施体制	7
(2) 目的	1	(2) 評価等	8
2. 事業について	2	(3) 成果の発信・普及	8
(1) 申請対象	2	7. 申請書等の提出	8
(2) 選定件数	2	(1) 提出方法	8
(3) 補助期間	2	(2) 留意事項	8
(4) 補助上限額	2	8. 補助金の交付等	9
3. 申請資格・要件等	3	(1) 補助金の交付	9
(1) 申請者等	3	(2) 補助金の執行に関する留意事項 ...	9
(2) 申請可能件数	3	(3) 補助金における不正等への対応 ..	10
(3) 申請資格	4	9. その他	11
(4) 申請要件	5	10. 問合せ先等	12
4. 申請書の作成	6	(1) 問合せ先	12
(1) 申請書等	6	(2) スケジュール	12
(2) 資金計画	6	(別添 1：事業一覧)	13
(3) その他	7	(別添 2：申請制限対象事業)	15
5. 選定方法等	7	(別添 3：経費の使途可能範囲)	15
(1) 審査手順	7		
(2) 事業委員会による意見	7		

令和6年度 大学教育再生戦略推進費¹
高度医療人材養成事業（大学病院における医療人材養成環境の更なる高度化）
公募要領

1. 背景・目的

（1）背景

大学病院は、教育・研究・診療・地域貢献の各機能を一体で担っていますが、特に、我が国の「未来の医療」を担う医療人材の教育について、例えば医学部の課程における臨床実習の場となるなど、大学の附属施設という他の医療機関にはない固有の機能として重要な役割を果たしています。

例えば、中長期的かつマクロに見れば、医師需要は減少局面に入ることが見込まれますが、現時点で、医師の地域・診療科偏在の解消には至っていないなど、社会ニーズに対応した医療人材を養成するための教育プログラム²の充実が必要だと考えられます。

また、医療の高度化・複雑化によって、最先端の医療設備の活用能力を含め、医療人材が習得すべき知識・技能は益々増加していることなど、大学病院などの医療現場を中心としたより実践的な医療人材養成の推進が必要だと考えられています。

その一方で、各大学病院においては、医療設備をはじめとしたインフラに対する十分な投資ができず、老朽化や機能の陳腐化が進み、大学病院として担うべき役割・機能を十分に果たすことが困難な状況に陥りつつあることが懸念されています。

（2）目的

高度医療人材養成事業（大学病院における医療人材養成環境の更なる高度化）（以下「事業」という。）は、各大学病院の置かれる実情等を踏まえた医療人材養成機能の充実を図るため、教育・研究に供する高度な機能を持つ最先端医療設備の整備を支援し、我が国の「未来の医療」を担う高度医療人材の養成に貢献することを目的としています。

¹ 「大学教育再生戦略推進費」（以下「再推費」という。）とは、中央教育審議会等における大学教育改革に関する提言のうち、①世界に誇れるトップレベルの教育研究活動を実践する大学の機能を飛躍的に高め、世界に発信していくことで、我が国の高等教育・学術研究のプレゼンス向上を図る事業、②大学における革新的・先導的教育研究プログラムを開発・実施する取組や、迅速に実現すべきシステム改革を支援・普及することで、大学教育の充実と質の向上を図る事業を重点的に支援する補助金の総称。

² 例えば、①地域医療を中心に従事する医師、②特定の診療科に従事する医師、③研究に主として従事する医師、④大学病院を中心に従事する医師を養成するための教育プログラムなど。

2. 事業について

(1) 申請対象

対象事業

- ・ 申請する大学において、各附属病院が置かれている実情等を踏まえ、養成しようとする医療人材像を明確にし、特色ある教育・研究分野での教育プログラムの構築又は刷新を図り実施するもの。また、当該教育プログラムを実施するために医療設備の整備を行うもの。

※1：本事業で実施する教育プログラムは1件までとする。

(複数の取組を連携して実施する場合は、合わせて1件とみなします。)

※2：主に学部または大学院段階での教育を行うプログラムとする。

対象事業で整備を行う医療設備は、以下のものであること。

- ・ 教育・研究に供する高度な機能（大学病院が他の医療機関とは異なり教育・研究の一環として診療を行うために必要な医療設備の機能、一般的な診療で必要とされる医療設備の機能を超えたスペックなど）を持つ医療設備※1であること。
- ・ 単価 10,000 千円以上※2の医療設備であること。

※1：プログラム医療機器（医療機器としての目的性を有しており、かつ、意図したとおりに機能しない場合に患者（又は使用者）の生命及び健康に影響を与えるおそれがあるプログラム（ソフトウェア機能）（人の生命及び健康に影響を与えるおそれがほとんどないもの（一般医療機器に相当するもの）を除く。))を含む。

※2：「〇〇システム」等複数の異なる医療設備により構成する場合は、総額で 10,000 千円以上となるもの。据付調整費や医療情報システム等とのシステム連携費等を含む。

(2) 選定件数

申請の状況等により予算の範囲内で決定。

(3) 補助期間

交付決定日～令和7年3月31日。

(4) 補助上限額

200,000 千円

- ① 事業の審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありません。
- ② 本事業の目的や費用対効果等を勘案し、真に必要な額を計上してください。

経費の妥当性、不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。

- ③ 事業の総事業費が補助上限額を超える場合、補助上限額との差額は自己負担となります。
- ④ 申請の状況等により予算が不足する場合は、予算の範囲内で調整する場合があります。

3. 申請資格・要件等

(1) 申請者等

① 対象機関

国公立大学³のうち医学部を置く大学を対象とします。

② 事業者・申請者

事業者は設置者、申請者は学長とし、本事業への申請は、文部科学大臣宛に行うこととします。複数大学が参加して実施する事業（以下、「連携事業」という。）の場合は、主となる1つの機関が代表校として申請することとします。参加する大学のうち、代表校から補助金の配分を受ける場合は「連携校」、補助金の配分を受けない場合は「協力校」とします。また、事業に協力する協力校、一般の医療機関、研究所、地方自治体等は「事業協力機関」とします（補助金を配分することはできません）。医学部を置かない大学は代表校及び連携校となることはできませんが、事業協力機関として参加することは可能です。

③ 申請単位

申請は、大学を単位とします。それ以外の単位（学部、学科、研究科、専攻、専攻課程）で申請することはできません。

④ 事業責任者

本事業の実現に中心的役割を果たすとともに、責任を持つ事業責任者を選任してください。なお、事業責任者は大学に所属する常勤の役員又は教員とします。

(2) 申請可能件数

一つの大学が申請できる件数は、代表校（申請担当大学）、連携校の別に関わらず1件までとし、協力校が複数の申請に参加することは差し支えありません。

³ 学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する学校に限る。）。

(3) 申請資格

以下のいずれかに該当する大学は、本事業に申請できません。代表校のみならず、連携プログラムを実施する連携校も対象となります。

(組織運営関係)

- i) 学生募集停止中の大学
- ii) 学校教育法第 109 条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学
- iii) 次に掲げる表において、令和 6 年度のものを含む直近の修業年限期間中、連続して下段の収容定員充足率を満たしていない大学

区分	学士課程 (全学部)
収容定員 充足率	70%

- iv) 「私立大学等経常費補助金」において、定員の充足状況に係る基準以外の事由により、前年度に不交付又は減額の措置を受けた大学
- v) 再推費における事業のうち令和 5 年度実施の事後評価において、「事業目的が達成できなかった」等の最も低い評価を受けた大学（対象事業は別添 2 のとおり。）
- vi) 再推費における事業のうち令和 5 年度実施の中間評価において、「中止することが必要」等の最も低い評価を受けた大学（対象事業は別添 2 のとおり。）

(設置関係)

- vii) 設置計画履行状況等調査において、「指摘事項（法令違反）」が付されている大学
 - viii) 大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（平成 15 年文部科学省告示第 45 号）第 2 条第 1 号若しくは第 2 号のいずれかに該当する者が設置する大学
 - ix) 全学の収容定員充足率（設置する学部の在籍者数の和／設置する学部の収容定員の和）が、下記の表 1 に掲げる令和 6 年度の収容定員充足率の基準を満たしていない大学（表 1 における区分「学部規模（入学定員）」は、「学部規模（設置する学部の平均入学定員）」と読み替える）
 - x) 設置する学部のうち、下記の表 1 に掲げる令和 6 年度の収容定員充足率の基準を満たしていないものが申請事業の取組対象である大学
- ※ix) 及び x) については、従前の取扱いで要件を満たしていることをもって、今回の申請要件を満たすことができるものとする。

(表 1)

区分	大学				
大学規模 (収容定員)	-	4,000 人以上			4,000 人 未満
学部規模 (入学定員)	-	300 人 以上	100 人 以上 300 人 未満	100 人 未満	
令和 6 年度 収容定員 充足率	0.5 を上回 る	1.05 倍 未満	1.10 倍 未満	1.15 倍 未満※	1.15 倍 未満

※大学規模(収容定員)が 8,000 人以上の場合は「1.15 倍未満」を「1.10 倍未満」と読み替える。

(4) 申請要件

大学病院改革プラン関係

各大学病院においては、医師の働き方改革と病院の機能維持が求められる中で、医療設備の老朽化が進んでいる状況にあります。本事業において最先端医療設備を導入することにより、医療人材の養成環境の充実はもとより、設備整備計画の着実な実施や、大学病院の役割・機能の充実が見込まれるなどの波及効果が期待できます。

このことから、本事業では以下に掲げる内容を申請の要件とします。

- i) 本事業の申請書に記載した教育プログラムの具体的な内容及び達成目標を大学病院改革プランに記載すること。
- ii) 中長期的な設備整備計画を立案し、その内容を大学病院改革プランに記載すること。

教育改革関係・設置関係

また、本事業への申請を希望する大学は、以下に掲げる内容を、全学(※)において、令和 9 年 3 月までに確実に達成することが申請要件となります。代表校のみならず、連携校も対象となります。

※iiiについては専攻科、別科、研究所、センター等を、iv～viiiについては大学院、専攻科、別科、研究所、センター等を除く。

(教育改革関係)

- iii) ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが各学部学科等のカリキュラム編成等に反映されているとともに、それらに基づき教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みを構築していること。

- iv) 全授業科目において授業計画（シラバス）が作成され、かつその内容として科目の到達目標、授業形態、事前・事後学修の内容、成績評価の方法・基準が示されていること。
- v) CAP 制⁴の採用など、全学生を対象として単位の過剰登録を防ぐための取組が行われていること（CAP 制を採用している場合は、その上限が適切に設定されていること。）。
- vi) 教育を担当する全教員を対象として、教育技術向上や認識共有のためのファカルティ・ディベロップメント（FD）が実施されていること（各年度中に教育を担当する全専任教員の4分の3以上が参加していること。）。
- vii) 成績評価において、GPA 制度⁵などの客観的な指標を設け、個別の学修指導などに活用していること。
- viii) 文部科学省が通知する「大学入学者選抜実施要項」に規定する「第4試験期日等」や募集人員の適切な設定（推薦入試における募集人員の割合の設定、2以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合における入試方法の区分ごとの募集人員等の明記等）を遵守していること。

（設置関係）

- ix) 設置計画履行状況等調査の対象となっている大学において、「指摘事項（是正）」が付されている場合は、当該意見が付されていない状況となっていること。

申請要件は厳格に確認します。万が一、要件に合致しないことが判明した場合は、補助金の一部又は全部の返還を求めることや、判明後の一部の補助事業の申請を制限することがあります。

4. 申請書の作成

（1）申請書等

本公募要領の内容を十分に踏まえて所定の申請書等を作成してください。

（2）資金計画

- ① 再掲となりますが、本事業の目的や費用対効果等を勘案し、真に必要な額を計上してください。事業の審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありませんが、経費の妥当性や不可欠性も審査の対象となります。

⁴ 単位の過剰登録を防ぐため、1年間あるいは1学期間に履修登録できる単位の上限を設ける制度。

⁵ Grade Point Average。授業科目ごとの成績をグレード・ポイント（GP）で評価し、その平均を算出して評価を行う制度。

そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。

- ② 選定された事業が、文部科学省の大学改革推進等補助金、研究拠点形成費等補助金、国際化拠点整備事業費補助金、人材育成連携拠点形成費等補助金又は独立行政法人日本学術振興会の国際交流事業の補助金等による経費措置を受けている取組と内容が重複する場合、本事業の取組として経費措置を受けることはできません。他の経費措置を受けている取組との異同を十分整理した上で資金計画を策定してください。
- ③ 国立大学は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の施設費貸付事業（病院特別医療機械設備）で整備予定の取組と内容が重複する場合、本事業の取組として経費措置を受けることはできませんので留意してください。

（３）その他

その他、申請書の作成に当たっては、国民・社会への説明責任の観点から、本事業で実施する取組を具体的かつ明確に記載してください。

5. 選定方法等

（１）審査手順

事業の選定のための審査は、文部科学省に設置する「高度医療人材養成事業推進委員会」（以下「事業委員会」という。）において行います。

具体的な審査方法等については、『令和6年度「高度医療人材養成事業（大学病院における医療人材養成環境の更なる高度化）」審査要項』を参照してください。

また、選定結果の通知は令和7年2月下旬頃に行う予定です。

（２）事業委員会による意見

事業の選定に当たっては、事業委員会の審議等を踏まえ、留意事項として事業の改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。

6. 事業の実施と評価等

（１）実施体制

- ① 事業は、全学的な教育改革の一環として、学長のリーダーシップの下に実施するものとします。そのため、学内のガバナンス体制を確立し、学長は事業全体に責任を持つとともに、全学的な普及と成果の活用に努めるものとします。

- ② 事業の実施状況については、適宜、自己点検・確認を行ってください。

(2) 評価等

- ① 事業終了後に、必要に応じて活動実績等に関する調査を実施することがあります。
- ② 本事業の申請要件としている大学病院改革プランの進捗状況についても、フォローアップを実施する予定です。

(3) 成果の発信・普及

事業の成果については、国民・社会への説明責任を果たす観点から、積極的な情報発信を期待します。

7. 申請書等の提出

(1) 提出方法

本事業への申請は、文部科学省への申請書類（電子ファイル）の提出が必要です。提出期限等は以下のとおりです。

○申請書類の提出期限：令和7年1月30日（木）【必着】

○申請書類：

1. 申請書（Excel ファイル）
2. 申請書（PDF ファイル）：Excel ファイルのシート「1_基本情報」から「7_申請要件」及び「補足表」までを一つにまとめた一括 PDF ファイル

○提出方法：

以下の URL に申請書類をアップロードし、アップロードが完了した旨を医学教育課宛てにメールで連絡すること。

1. URL：https://mext.ent.box.com/f/e94f5f88409f4e8dafb8c597a1120037
2. メール宛先：igabyoin@mext.go.jp
3. メール件名：「00【〇〇大学】高度医療人材養成事業」
4. 申請書類のファイル名は「00【〇〇大学】申請書」とすること。

※メール件名及びファイル名の「00」には申請書の「1. 総表」に記載した大学番号を記載してください。

※医学教育課においてメール受信確認後、翌営業日中に送信者に対して受領を通知します。

(2) 留意事項

- ① 申請書類については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、

差し替えや訂正は原則として認められません。

- ② 申請書類において、著しい形式的な不備、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合は、審査の対象外となります。また、虚偽の記載等が認められる場合、当該大学について、一定期間、再推費の事業への参画を制限します。
- ③ 申請書類は返還しませんので、各大学において控えを保管してください。
- ④ 事業が選定された大学には、別途、補助金交付手続について連絡します。
- ⑤ 事業の計画を記載した調書以外の申請書類は、文部科学省において審査等の資料として使用しますが、申請者の利益の維持、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の要請その他の観点から、審査以外の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守します。詳しくは文部科学省ウェブサイト(https://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm)を参照してください。
- ⑥ 申請に関する質問等については、「高度医療人材養成事業（大学病院における医療人材養成環境の更なる高度化）Q&A」を確認してください。なお、公募及び審査期間中は、個別大学の構想に係る質問・相談等（手続き等にかかる質問等は除く）は受け付けることができません。

8. 補助金の交付等

（１）補助金の交付

- ① 選定された事業において、補助金の充当が適切と考えられる事項に対して、大学改革推進等補助金により、文部科学省から経費措置を行うこととしています。事業において使用できる経費の種類は、原則として別添３に示すものとします。
- ② 補助期間終了後、「大学改革推進等補助金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）に基づき、事業の成果及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省に提出してください。なお、提出された書類において、事業実施に不十分な部分が認められる場合、又は経費の使途に疑義がある場合には、文部科学省は事業責任者に対し、説明を求めることとします。

（２）補助金の執行に関する留意事項

補助金の交付を受けた場合、学長、事業担当者及び経理等を行う大学の事務局は以下のことに留意してください。

① 補助金の執行及び管理

本補助金の財源は国費であるため、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令等に

基づいた適切な経理等を行わなければなりません。また、調書、交付申請書、報告書等の作成や提出は、学長のリーダーシップの下に行うようにしてください。

② 補助金の執行に係る事務

補助金の執行に係る事務を適切に遂行するため、大学の事務局が計画的に経費の管理を行うようにしてください。その際、事業の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から5年間保管してください（帳簿及び書類については、年度ごとに5年間保管するのではなく、補助期間の全てについて、補助期間終了年度の翌年度から5年間保存してください。）。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助期間中のみならず、補助期間終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用してください。

③ 事業に選定され補助金の交付が決定された場合においても、学校教育法等の法令に違反した場合は、交付決定の全部又は一部の取り消し又は変更の対象となることがあります。申請時においても、遵守すべき法令等に違反していないか十分に確認するようにしてください。

④ その他

その他法令等、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。

(3) 補助金における不正等への対応

不正等が発覚した場合、交付要綱及び「国公立大学を通じた大学改革の支援に関する補助金における不正等への対応方針」(平成26年4月1日高等教育局長決定)に基づき、以下の措置を講じることとします。

① 大学に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、大学に対し、事案に応じて、交付決定の取消し等を行い、補助金の一部又は全部の返還を求めます。

② 教員に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、不正等を行った教員等に対し、事案に応じて、補助金を交付しないこととします。

③ 事案の公表

不正等があった場合、当該不正事案の概要（大学名、不正等の内容、講じられた措置の内容等）について、原則として公表することとします。

④ 新たに公募する事業選定時における確認

不正等があった場合、新たに公募する再推費の事業を選定する際に参考として活用することとします。

9. その他

(1) 学生等の安全確保

プログラム選定後、事業の一環として学生等が学外で活動する場合は、安全確保に十分配慮してください。特に、学生が海外に渡航・滞在する場合は、昨今の海外情勢を踏まえ、プログラム申請時から外務省海外安全ウェブサイト等を参考に海外渡航先の危険情報に留意してください。

(2) 安全保障貿易管理について

近年、安全保障に関連する機微技術の流出の懸念が増大する中、大学が国際的な人的交流や外国との共同研究等の国際化を一層進展するためには、法律で遵守が義務づけられている「輸出者等遵守基準」を遵守し、機微技術を一層適切に管理していくことが必要です。

安全保障貿易管理は、大学のコンプライアンス（法令遵守）の一部であり、法令に違反すればその大学も罰せられる可能性があることに留意しなければなりません。また、国際的な人的交流や共同研究等を行う際には、輸出管理の体制を整えていない場合、思わぬトラブルに巻き込まれる可能性があります。

特に、本事業への申請に当たり、留学生や外国人研究者等の参画、外国出張、国際学会への出席等が見込まれる場合には、学内の安全保障貿易管理体制が整備されていることを改めてご確認いただくようお願いします。

(3) 研究インテグリティの確保

大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、各機関の規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて、申請時に各機関に照会を行うことがありますのでご承知おきください。

（参考）「大学及び公的研究機関における研究インテグリティの確保について（依頼）」（令和3年4月27日付け3文科科第70号）

https://www.mext.go.jp/content/20230704-mxt_kagoku-000019002_3.pdf

(4) プログラム情報の公表等

事業の選定後、本事業の概要等を公表する予定です。

10. 問合せ先等

(1) 問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省高等教育局医学教育課大学病院支援室「高度医療人材養成事業（大学病院における医療人材養成環境の更なる高度化）事業担当」

電話番号：03-5253-4111（内線 2578）

(2) スケジュール

公募締切	令和7年1月30日（木）
選定結果通知	令和7年2月下旬頃
交付申請書類提出締切	令和7年3月上旬頃
交付決定	令和7年3月中旬頃（予定）
（事業開始）	

(別添 1 : 事業一覧)

国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進
—大学教育再生戦略推進費—

令和 6 年度予算額 122 億円

■ Society5.0 の実現及びポストコロナ期における高度専門人材の育成

- 地域活性化人材育成事業 ～SPARC～ 9 億円
- デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業 5 億円

■ 革新的・先導的教育研究プログラム開発やシステム改革の推進等

- 卓越大学院プログラム 36 億円
- 知識集約型社会を支える人材育成事業 2 億円
- 人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業 4 億円
- 大学による地方創生人材教育プログラム構築事業 1 億円

■ 大学教育のグローバル展開力の強化

- 大学の国際化によるソーシャルインパクト創成支援事業 18 億円
- 大学の世界展開力強化事業 13 億円
 - アフリカ諸国との大学間交流形成支援 (1 億円)
 - アジア高等教育共同体 (仮称) 形成促進 (2 億円)
 - インド太平洋地域等との大学間交流形成支援 (3 億円)
 - 米国等との大学間交流形成支援 (5 億円)
 - EU 諸国等との大学間交流形成支援 (2 億円)

■ 先進的で高度な医療を支える人材養成の推進

- 高度医療人材養成拠点形成事業 21 億円
(高度な臨床・研究能力を有する医師養成促進支援)
- 次世代のがんプロフェッショナル養成プラン 9 億円
- ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業 5 億円

※補助金事業のみを記載。

(別添 2 : 申請制限対象事業)

- 令和 5 年度に実施した事後評価の結果により、令和 6 年度に公募する事業に申請できない条件の対象となる事業

選定年度	事業名称
平成 30 年度	大学の世界展開力強化事業 (COIL 型教育 (米国・ASEAN 等))
平成 30 年度	Society 5.0 に対応した高度技術人材育成事業 (超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト)
平成 30 年度	大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業 (課題解決型高度医療人材養成プログラム) テーマ①：精神関連領域 テーマ②：医療チームによる災害支援領域

- 令和 5 年度に実施した中間評価の結果により、令和 6 年度に公募する事業に申請できない条件の対象となる事業

選定年度	事業名称
令和 2 年度	卓越大学院プログラム
令和 3 年度	大学の世界展開力強化事業 (アジア高等教育共同体 (仮称) 形成促進)
令和 3 年度	大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業 (基礎研究医養成活性化プログラム)

(別添3：経費の使途可能範囲)

事業の補助対象経費として支出が可能な経費は以下のとおりです。事業の趣旨・目的に沿って経費を使用するよう留意してください。また申請に当たっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、事業計画に見合い、かつ、補助期間終了後も取組が継続できるよう、補助期間における適切な規模の所要経費を算出してください。

経費は、別に通知する交付要綱、取扱要領等に当たって適切に管理してください。

【物品費】

①「設備備品費」

事業を遂行するために直接必要な最先端医療設備の購入、据付等の経費に使用できます。建物等施設の建設、不動産取得に関する経費については使用することができません。

②「消耗品費」

最先端医療設備の導入に附随する消耗品の経費に使用できます。なお、設備備品と消耗品の区別については、補助事業者の規程等に基づき行ってください。

【人件費・謝金】

①「人件費」

本事業は医学生教育環境の充実に資する最先端医療設備の整備に係る経費を中心に支援することとしていることから、人件費（雇用経費）の支出は認めないものとします。

②「謝金」

事業を遂行するために真に必要な、最先端医療設備の使用方法に関する指導・助言等に対する謝礼に要する経費に使用できます。なお、謝金の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

【旅費】

本事業は医学生教育環境の充実に資する最先端医療設備の整備に係る経費を中心に支援することとしていることから、旅費の支出は認めないものとします。

【その他】

①「外注費」

事業を遂行するために真に必要な最先端医療設備の導入に附随する外注にかかる経費に使用できます。例えば、設備・備品の導入に係る業務請負が挙げられます。なお、本費目は請負契約によるものに限ります。

②「その他（諸経費）」

上記の各項目以外に、事業を遂行するために直接必要な経費として、例えば、ソフトウェアの初回費用、委託費等に使用できます。

なお、事業の遂行に直接関係のない経費（酒類や後援者の慰労会、懇親会等経費、事業の遂行中に発生した事故、災害の処理のための経費等）には使用することはできません。

外注費、委託費については、事業の根幹をなす業務については使用できません。委託費について、事業を遂行する上で必要となる補完的な定型業務である場合、当該業務を委託（委任契約によるものに限る。）することができます。なお、委託費は、原則として補助対象経費の総額の 50 パーセントを超えないでください。